

議案第 28 号

市道路線（障子北ノ作線）の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

路線名	起 点	終 点	経過地
障子北ノ作線	不入斗字障子 540番2地先	花輪字北ノ作 443番地先	

平成 23 年 2 月 25 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地域住民の利便性を確保すべく路線整備を図るため、障子北ノ作線を市道路線として認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。